

# 現 場 説 明 書

一般的事項 1

令和3年4月15日調達公告以降適用

## 1 仕様書の適用について

この契約において適用する仕様書は、特に定めのない限り「鳥取県土木工事共通仕様書」（令和2年12月24日付第202000227272号県土整備部長通知）とする。

## 2 法令等の遵守について

- (1) 建設業法、労働安全衛生法等の各種関連法令及び鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（平成27年3月19日付第201400194303号県土整備部長通知。以下「適正化指針」という。）を遵守し、法令及び適正化指針に抵触する行為は行わないこと。
- (2) 建設業からの暴力団排除の徹底について
  - 1) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に基づき、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動やこれらと密接な関係を有するなどの行為を行わないこと。
  - 2) 工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害を受けた場合は、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力をすること。
  - 3) この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。
- (3) 工事現場に配置する技術者等（技術者等とは、現場代理人、追加技術者、主任技術者、監理技術者及び技能士をいう。）は、建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。

## 3 下請関係の適正化について

- (1) この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は適正化指針及び「建設工事における適正な価格による下請契約に関する要綱」（平成26年10月3日付第201400102617号県土整備部長通知）の趣旨に則り、優良な専門工事業者の選定、適正な価格による下請契約の締結、代金支払等の適正な履行、適正な施工体制の確立及び下請における雇用管理等の指導等に努めること。
- (2) 「鳥取県調査基準価格及び最低制限価格等設定要領」（平成19年8月15日付200700071998号県土整備部長通知）第5条に規定する低入基準価格を下回る金額でその工事を落札した受注者（共同企業体として落札した場合にあっては、その全ての構成員とする。）は、工事の一部を第三者に請け負わせたときは、その下請契約一件ごとに別に定めるところにより建設工事執行状況報告書を作成し、当該工事の完成検査結果の通知日から20日以内に発注者へ提出しなければならない。
- (3) 工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、県内業者（県内に本店を有する者をいう。以下同じ。）と契約すること。ただし、技術的に対応できる県内業者がない業務を委託する場合等、特段の理由がある場合は、監督員に事前協議して県外業者と契約することができる。
- (4) この契約に係る工事の適正な施工体制を確保するため、受注者は、「鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領」（平成16年3月11日付管第2311号鳥取県県土整備部長通知）に基づく調査その他県の行う調査に協力すること。  
また、受注者は下請業者を使用する場合に当たっては、当該下請業者に対し当該調査に協力するよう指導すること。
- (5) 建設業退職金共済制度への加入等
  - 1) 建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ただし、下請を含む全ての労働者が、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度又は林業退職金制度のいずれかに既に加入済みで、建退共に加入することができないと認められる場合は、この限りでない。
  - 2) 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより、下請業者の建退共加入及び証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。
  - 3) 受注者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

# 現 場 説 明 書

一般的事項 2

## 4 労働安全衛生の確保について

労働災害のリスク低減のため、「建設工事における労働災害防止のためのリスクアセスメント等について」（平成23年9月30日付第201100099979号県土整備部長通知）に基づくリスクアセスメント等に積極的に取り組むこと。

## 5 建設資機材の使用について

- (1) 工事に使用する資材については、「県土整備部リサイクル製品使用基準」（平成22年1月20日付第200900157785号県土整備部長通知）に基づくリサイクル製品がある場合は、原則これを使用すること。
- (2) リサイクル製品以外の工事に要する資材の使用順位は、次のとおりとする。
  - 1) 県内産の資材がある場合は、県内産の資材を使用すること。
  - 2) 県外産の資材を使用する場合は、県内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者（以下「県内販売業者」という。）から購入した資材を使用すること。ただし、当該資材について県内販売業者がない場合は、この限りでない。
- (3) 建設機械の使用について
  - 1) 施工現場及びその周辺の環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用すること。
  - 2) 工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）又は建設機械等の燃料として、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を使用しないこと。  
また、県が使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力をを行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講じること。
- (4) ダンプトラック等による運搬について
  - 1) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進すること。
  - 2) 積載重量制限を超えて工事用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようにするなど違法運行を行わせないようにすること。違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

## 6 リサイクルの促進について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）及び「鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領」（平成22年9月13日付第201000087971号県土整備部長通知）に基づき建設副産物のリサイクル等に努めること。

## 7 消費税及び地方消費税の適正転嫁等について

下請契約及び資材購入等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為のは正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）で禁止された転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

## 8 契約方式について

本工事は総価契約方式を採用しており、設計図書に示された条件などに変更がある場合は契約を変更することができる。契約変更を行う場合には、変更設計額に直前の契約の請負比率を乗じ、変更請負代金額を算出する。

# 現場説明書

特記事項 1

令和4年4月1日以降調達公告適用

仕様書	① 調達公告日時点での最新の仕様書によること。 仕様書の改定状況は <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/294862.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/294862.htm</a> を参照すること。
	① (他工事等との調整) <u>路床盛土工・地下排水工</u> については、 <u>小町事業所造成及び進入路設置工事(2工区)</u> と関連するので相互の連絡調整を密にすること。 ② (部分完成、着工保留) _____については、_____まで_____〔すること、しないこと〕。 ③ (施工時間) 本工事の施工時間帯は、昼間施工(8:00~17:00)を見込んでいる。 _____の施工時間は、_____ : _____ ~ _____ : _____とする。 ④ (余裕期間設定工事) 本工事は、鳥取県余裕期間設定工事に係る実施要領(平成28年6月9日付第201600036328号県土整備部長通知)の対象工事であり、工事開始日、前払金の請求、技術者の配置及びその他の取扱いについては、同要領の規定による。 工期については、調達公告のとおりとする。 ⑤ (鋼材の調達の遅れによる工期の延長) この工事の工期には、鋼材調達期間として、_____ヶ月を見込んでいるが、受注者の責に帰することができない事由により鋼材の調達が遅れ、工期内に工事を完成することができない場合は、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。 ⑥ (週休2日モデル工事) 本工事は、鳥取県県土整備部「週休2日工事モデル工事」試行実施要領(平成30年3月12日付第201700297117号県土整備部長通知)の対象工事である。モデル工事を選択する場合は、工事着手日までに発注者に協議をすること。選択後の取扱いについては、同要領の規定による。
工程	① (用地、物件等未処理) 本工事区間の_____には_____があるので、監督員と打合せのうえ施工を行うこと。 なお、_____頃_____の予定である。
	① (埋設物等の事前調査) 工事に係る地下埋設物等の事前調査については、〔未調査・(水道・下水道・電気・通信・ガス・その他_____)について調査済み〕である。 事前調査済みのうち本工事区域内で埋設が確認されている地下埋設物等は、(水道・下水道・電気・通信・ガス・その他_____)であるため、各管理者の立会を求めて埋設位置等の確認を行うこと。 その他埋設が想定される未調査の埋設物については事前に確認を行うとともに、管理者不明の埋設物等が確認された場合は、監督員に報告すること。
	② (支障物件) _____の施工に当って、_____が支障となっているが、_____までに移設が完了する見込である。 予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。
	③ (立木の置き場所) 工事用地内の立木は伐採し、_____に置くこと。
	① (低騒音型・低振動型建設機械) 本工事のうち施工箇所：_____については、特に生活環境を保全する必要があるので、下記工種の施工に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示、平成13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 該当工種：_____、施工機械：_____
	① (交通安全施設等) 一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。なお、交通整理の配置人員及び必要日数として、以下のとおり見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。 交通誘導員A _____人 交替要員 _____人 1日あたり合計 _____人 配置日数 _____日 工事全体合計 _____人・日 交通誘導員B _____人 交替要員 _____人 1日あたり合計 130人 配置日数 130日 工事全体合計 130人・日 警備業法に規定する警備員を配置する場合においては、交通誘導員A、交通誘導員Bの定義は以下のとおりとする。 交通誘導員Aとは、警備業法第2条第4項に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員をいう。 また、交通誘導員Bとは、警備業法第2条第3項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員A以外の交通の誘導に従事する者をいう。 なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分行うこと。この場合は交通誘導員Bを配置していることとみなす。

# 現場説明書

特記事項 2

濁水処理	① (濁水処理)	<p>工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うものとし、その工法については、設計図書によるものとする。なお、これにより難い場合は別途協議すること。</p> <p>また、舗装の切断作業時に発生する排水の処理についても、舗装の切断作業時に発生する排水の処理について（平成24年3月27日付第201100201443号水・大気環境課長通知）に基づいて適正に処理すること。</p>
	【建設発生土 (処理)】	<p>① (他工事等流用)</p> <p>建設発生土は _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ 工事現場に運搬 (片道運搬距離 _____ km) するものとする。</p> <p>② (建設技術センター)</p> <p>建設発生土は _____ 市・町・村 _____ 地内のセンター事業所に運搬 (片道運搬距離 _____ km) するものとする。なお、処理費として 1m<sup>3</sup>当り _____ 円をセンターに支払うこと。</p> <p>センター事業所へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300kN/m<sup>2</sup>以上）</p> <p>③ (民間残土受入地)</p> <p>建設発生土は _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ に運搬 (片道運搬距離 _____ km) するものとする。なお、処理費として 1m<sup>3</sup>当り _____ 円を _____ に支払うこと。</p> <p>民間残土受入地へ搬出する土砂の土質は、各受入地が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300kN/m<sup>2</sup>以上）</p>
建設副産物の処理	【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材（処理）】	<p>① (分別解体等)</p> <p>コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。その方法は、別表のとおりとする。なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。</p> <p>コンクリート塊 1m<sup>3</sup>当り _____ 円      アスファルト塊 1m<sup>3</sup>当り _____ 円      建設発生木材 1m<sup>3</sup>当り _____ 円</p> <p>② (他工事等流用)</p> <p>[Co] 雜割材 _____ は、 _____ 市・町・村 _____ 地内 _____ 工事で使用するものとする。</p> <p>③ (バイオマス発電燃料加工施設への搬出)</p> <p>建設発生木材は _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ のバイオマス発電燃料加工施設への搬出 (片道運搬距離 _____ km) を想定し、1t 当り _____ 円を見込んでいる。搬出先を変更する場合には、理由を付して協議を行うこと。</p> <p>なお、公共工事で伐採する木質は、一般木質バイオマスとして区分される。一般木質バイオマスであることは、立木の所有者（鳥取県）自らにより由来を証明することを基本とするが、伐採・運搬を行う者が由来を証明する場合は、鳥取県森林組合が登録・審査した認定団体でなければならない。当該工事は、〔所有者（鳥取県）・伐採・運搬を行う者〕により由来の証明を行うこととしているため、着手にあたっては事前に監督員に確認すること。</p> <p>④ (木材市場等へ売却)</p> <p>建設発生木材は _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ への搬出 (片道運搬距離 _____ km) を想定し _____ 円を見込んでいる。これは、他の木材市場等への売却を妨げるものではないが、売却先を変更する場合の理由を付して協議すること。</p> <p>⑤ (再資源化施設へ搬出)</p> <p>コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設等への搬出を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。再資源化施設業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行するものとする。</p> <p>なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。</p> <p>(施設の名称・受入れ費用)</p> <p>コンクリート塊 _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ (運搬距離 _____ km)、費用 1t 当り _____ 円      アスファルト塊 _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ (運搬距離 _____ km)、費用 1t 当り _____ 円      建設発生木材 米子 市・町・村 淀江町小波 地内の (株)丸福 (運搬距離 14.0 km)、費用 1t 当り 5,000 円      その他 (伐採草) 南部 市・町・村 鶴田 地内の 会見ロール制作ヤード (運搬距離 4.9 km)、費用 1m<sup>3</sup>当り 0 円      (伐根材) 大山 市・町・村 殿河内 地内の (株)赤松産業 (運搬距離 5.6 km)、費用 1t 当り 17,000 円</p> <p>(受入れ時間帯)</p> <p>8時～17時 (平日)</p> <p>(受入れ条件)</p> <p>ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。      イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は500mm以下であること。      ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径 _____ cm以下、長さ _____ m以下であること。      エ 2次公害発生の恐れのある物質（廃油等）を含まないこと。</p>

# 現場説明書

特記事項 3

⑥ (最終処理等)

\_\_\_\_\_については、\_\_\_\_\_市・町・村地内の産業廃棄物処理場への搬出（片道運搬距離\_\_\_\_\_km）を想定し、その費用として1t当たり\_\_\_\_\_円を見込んでいる。

これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。

⑦ (産業廃棄物の処理に係る税)

産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を、\_\_\_\_\_円見込んでいる。

⑧ (伐木工の数量)

伐木工は伐木工歩掛（平成27年8月12日付第201500076595号鳥取県県土整備部技術企画課長通知）に基づき参考数量で算出しているので、実績について見積もり等により監督員に協議を行うこと。

⑨ (建設発生木材の出来形数量)

建設発生木材の運搬量、搬出量は出来形数量に応じて設計変更を行う。そのため、次のとおり数量管理を行うこと。

建設副産物の処理

工種	項目	規格	摘要
建設発生木材 運搬量	現場において運搬車の計測を行うこと。 平均的な1断面を計測。計測に当たっては、頂部に最低2箇所の折れ点を設けること。 断面積に荷台の延長を乗じて体積を算定する。	運搬車全数の測定を行うこと。また、10台に1台の割合で写真管理を行うこと。ただし、搬出台数が10台に満たない場合は、2台以上写真管理を行うこと。 なお、マニフェストで運搬量（体積(空m <sup>3</sup> )）が確認出来る場合は、計測、写真管理は不要とする。	
建設発生木材 搬出量	マニフェスト又は伝票管理を行うこと。	運搬車全数の管理を行うこと。	伝票は処分業者が発行したものでなければならない。

⑩ (マニフェスト)

産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきマニフェストを作成すること。ただし、一般廃棄物や有価物は不要である。

建設副産物の使用

① (建設発生土の使用)  
工事から〔本工事運搬・相手方運搬〕の建設発生土を受入れ、使用箇所：\_\_\_\_\_に使用する。

② (再生資材の使用)

ア Co雑割材は、\_\_\_\_\_工事から運搬し、使用箇所：\_\_\_\_\_に使用する。  
イ アスファルト・コンクリート切削盤等は、\_\_\_\_\_工事から運搬し、使用箇所：\_\_\_\_\_に使用する。

ウ 再生クラッシャラン〔規格：Rc-40〕は、使用箇所：地下排水工に使用する。

エ 再生コンクリート砂〔規格：RS-\_\_\_\_\_〕は、使用箇所：\_\_\_\_\_に使用する。

オ 再生加熱アスファルト混合物〔規格：\_\_\_\_\_〕は、使用箇所：\_\_\_\_\_に使用する。

カ その他再生資材〔資材名：\_\_\_\_\_〕〔規格：\_\_\_\_\_〕は、使用箇所：\_\_\_\_\_に使用する。

キ 本工事において、再生クラッシャランの使用は上記ウに記載のものを想定している。当該砕石について、受注者が再生資源化施設側と供給状況等について協議し、再資源化施設側から書面により供給の確保ができない旨の回答があった場合には、他の再生砕石を使用することとし、設計変更の対象とする。その上で他の再生砕石の確保も難しいと判断された場合には、新材料を使用することとし、設計変更の対象とする。

ク 本工事において、粒度調整砕石の使用は新材料を想定している。ただし、受注者が再生材の使用を希望する場合には、受注者において供給状況を確認し、再生材の使用について協議することとし、設計変更の対象とする。

工事用道路

① (農地の一時転用について)

本工事を施工するために必要な仮設道路等を農地に設置する場合は、農地の一時転用が必要である。そのため、受注者は、<https://www.pref.tottori.lg.jp/295084.htm>に掲載の着手前に本工事が公共事業であることを証明する報告書を所轄農業委員会へ提出し、工事完了後はその旨を連絡すること。また、別工事で設置済みの仮設道路等を継続して使用する場合も農業委員会へ報告すること。

その他

① (自社施工)

本工事においては、(※)工（\_\_\_\_\_工を除く）のうち少なくとも\_\_\_\_\_千円までの部分は、鳥取県県土整備部自社施工対象工事適正実施要領に定めるところにより自社施工しなければならない。

※該当する細別（レベル4）を記載する。

② (工事名称)

工事標示板に記載する名称は、小町事業所造成及び進入路設置工事(3工区)とする。

なお、工事標示板には、原則として県産木材を使用すること。また、その他の保安施設等についても積極的に県産木材を使用すること。

# 現 場 説 明 書

特記事項 4

## ③ (景観評価)

- ア 本工事は、鳥取県公共事業景観形成指針に基づく、景観評価対象事業〔である・ではない〕。  
イ 景観評価対象事業の場合、施工にあたっては設計図書によるほか、必要に応じて監督員と協議すること。

## ④ (工事成績評定)

- 本工事は、工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）に基づく工事成績評定の対象とする・しない。工事成績評定の対象外とするのは以下の〔ア・イ・ウ・エ・オ〕に該当するため。  
ア 請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいい、請負契約締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初請負対象設計金額とする。以下同じ。）が、500万円未満の一般土木工事及び250万円未満の建築・設備工事  
イ 鳥取県の管理する道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路に限る。）・河川・湖沼・港湾を維持し、修繕し、又は管理（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条第2項に規定する災害復旧事業として行われるものを除く。）することを目的として発注された工事（年間維持・港湾浚渫、河川掘削、伐開、塵芥処理工事）  
ウ 災害等の初期活動で緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事  
エ 機器の納品、部品取替等の建設工事（融雪施設点検補修、道路照明灯点検補修、標識灯設置工事等）  
オ 工事目的物を伴わない建設工事（旧橋撤去、残土撤去・運搬工事等）

## ⑤ (監督体制)

- 本工事の監督体制は〔一般・重点〕監督とする。  
重点監督の工種は\_\_\_\_\_とし、その他の工種は一般監督とする。  
なお、鳥取県建設工事低入札価格調査制度対象工事となった場合は、別途通知する。

## ⑥ (第三者協議)

- 本工事は、(対象工事の区分を記載)工事であり、工事着工までに、施工条件及び施工の留意点等を確認するため、発注者並びに当該工事の測量等業務受注者及び施工受注者の三者で協議するものとする。（重点監督工事等に適用）

## ⑦ (技能士常駐)

- 本工事には、下記のとおり鳥取県土木工事共通仕様書特記事項に基づく技能士常駐対象工種が含まれております、該当工種の作業期間は、技能士が工事現場に常駐しなければならない。  
ア 技能士種別：\_\_\_\_\_技能士、該当工種：\_\_\_\_\_工、特記事項根拠：\_\_\_\_\_真  
イ 技能士種別：\_\_\_\_\_技能士、該当工種：\_\_\_\_\_工、特記事項根拠：\_\_\_\_\_真  
ウ 技能士種別：\_\_\_\_\_技能士、該当工種：\_\_\_\_\_工、特記事項根拠：\_\_\_\_\_真

## ⑧ (電子納品)

- 情報共有システムを利用する工事は、原則として工事完成図書を電子納品すること。ただし、止むを得ない事情がある場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。  
情報共有システムを利用しない工事であっても、受注者が電子納品を希望する場合は、監督員と協議の上、電子納品対象工事とする。  
電子納品に当たっては、「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に従い適正に納品すること。

## ⑨ (情報共有システム)

- 予定価格8千万円以上の工事は、原則として情報共有システム（以下「システム」という。）を利用することとする。ただし、止むを得ない事情等によりシステムを利用できない場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。  
予定価格8千万円未満の工事であっても、受注者がシステムの利用を希望する場合は、監督員と協議の上、システムを利用することができる。  
システム利用に当たっては、ガイドラインに従い適正に実施すること。

## ⑩ (寒中コンクリート)

- 本工事は、寒中コンクリートとして施工を行わなければならない期間があるので、適正に実施すること。なお、寒中コンクリートの養生費用については、「寒中コンクリートの養生費用について」（平成23年12月7日付第201100123529号県土整備部長通知）に基づいて処理することとし、設計変更の対象とする。

## ⑪ (建設機械の賃料の採用単価)

- ア 建設機械の賃料について、ラフテレーンクレーン以外の建設機械は長期割引単価を標準としている。  
通常単価を採用した建設機械〔無し・有り\_\_\_\_\_] )  
イ ラフテレーンクレーンについて、1ヶ月以上の長期利用に当たるものは長期割引単価を採用し、1ヶ月未満の利用に当たるものは通常単価を採用している。  
本工事の\_\_\_\_\_工で使用を想定しているラフテレーンクレーン（規格\_\_\_\_\_t吊）の採用単価は、（長期割引単価・通常単価）を採用している。具体的な単価については建設物価\_\_\_\_\_月号、\_\_\_\_\_頁を参照すること。

そ  
の  
他

# 現場説明書

特記事項5

## ⑫ (現場環境改善)

本工事は、現場環境改善（率計上分）実施対象工事と〔する・しない〕。

下表の内容のうち原則として各費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1実施内容ずつ（いずれか1項目のみ2実施内容）の合計5つの実施内容を実施すること。港湾及び漁港事業は、項目に防災・危機管理関係を含めることができる。

実施に当たっては、施工計画書に実施内容及び実施時期を記載し、実施後に監督員に写真等を提出すること。

地域の状況・工事内容により組み合わせ、費目数及び実施内容を変更する場合は、原則として設計変更は行わないが、その内容（目的に資するものであること）について監督員の確認を受けること。

1 内容も実施困難な場合は、監督員と協議の上、設計変更により率計上は行わない。

計上費目	実施内容
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舎の快適化 3. デザインボックス（交通誘導備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明・安全具等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等） 3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学会（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献
防災・危機管理関係 (港湾・漁港事業)	1. 防災訓練（地震・台風等の自然災害に対する訓練）

## ⑬ (コンクリートスランプ)

現場打ち鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定について（平成30年3月19日付第201700306751号県土整備部長通知）に基づき、(※)は、スランプ値12cmのコンクリート打設を想定している。

(※該当する細別（レベル4）を記載する。)

## ⑭ (熱中症対策)

熱中症対策について <https://www.pref.tottori.lg.jp/291941.htm> に掲載の熱中症予防対策資料を参考に熱中症予防対策を実施すること。

また、気象庁から高温注意報（最高気温35℃以上が予想される場合）が発表された日においては、作業の中止、作業時間の短縮を行うか、十分な水分、塩分の摂取のほか休憩場所の整備及び十分な休憩時間を確保するなどの熱中症予防対策を確実に実施したうえで作業を行うこと。

## ⑮ (現場管理費補正)

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の対象工事とする。

熱中症対策に資する現場管理費補正の適用を希望する場合は、<https://www.pref.tottori.lg.jp/285759.htm>に掲載の熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領に基づき、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載すること。計測結果は施工計画書に基づき、計測結果の資料を工期末の14日前までに提出すること。

## ⑯ (日本芝生産地への配慮)

日本芝の生産に配慮した植生工について（令和2年2月27日付第201900299342号県土整備部長通知）に基づき、日本芝を生産するほ場と、その前後も含めたほ場に隣接する法面においては、植生工にバミューダグラスの使用を禁止する。

ア [張芝工・筋芝工]は、日本芝の〔野芝・高麗芝〕を使用すること。

イ [植生基材吹付工・客土吹付工・種子散布工・枠内吹付工]に使用する種子に「バミューダグラス」は使用しないこと。配合種子は監督員と協議のうえ決定すること。

ウ [わら芝工・植生シート工・植生マット工]に使用する種子に「バミューダグラス」は使用しないこと。バミューダグラスの代替えの種子として○○を使用し、材料費として1m<sup>2</sup>当たり円を見込んでいる。

## ⑰ (労災補償に必要な保険の付保)

本工事において、受注者は労災補償に必要な任意の保険契約を締結すること。なお、この労災補償に必要な保険契約の保険料を予定価格に反映している。

その他

# 現 場 説 明 書

特記事項 6

## ⑯ (ICT 活用工事[受注者希望型(LightICT を含む)])

本工事は、受注者希望型(LightICT を含む)の対象工事である。ICT の活用を希望する場合は、最新の「ICT 活用工事特記仕様書（受注者希望型）」によること。  
仕様書の改定状況は <https://www.pref.tottori.lg.jp/269460.htm> を参照すること。

## ⑰ (土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事)

本工事は、労働安全衛生規則第2編第1-2章「土石流による危険の防止」に定める、土石流が発生する恐れのある現場において行う工事である。

安全対策について、<https://www.pref.tottori.lg.jp/295476.htm>に掲載の「土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事における安全対策について」に基づいて実施すること。

## ⑱ (標示板の設置)

本工事は「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づく工事であり、標示板の工事種類について「国土強靭化対策工事（5か年加速化対策）」と標記すること。

標示板の記載及び記載内容については、道路・河川工事現場における標示施設の設置の徹底について（令和3年6月1日付け 国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長 事務連絡）を参考すること。

## ⑲ (新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策)

新型コロナウイルス感染症について <https://www.pref.tottori.lg.jp/117319.htm> に掲載された最新の「工事現場等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策」に従って、感染拡大防止対策を実施すると共に感染等が確認された場合は適切に対応すること。

また、対策ガイドライン、特記仕様書Q&A、その他新型コロナ感染症に係る通知等も参照し、工事現場内の感染拡大防止対策を徹底すること。

## ⑳ (CCUS 活用推奨工事[受注者希望型]) 【災害復旧工事、受託工事は対象外（当該項目を削除する）】

本工事は、受注者希望型の対象工事である。CCUS の活用を希望する場合は、最新の「鳥取県建設キャリアアップシステム活用推奨工事（受注者希望型）特記仕様書」によること。

仕様書の改定状況は <https://www.pref.tottori.lg.jp/291820.htm> を参照すること。

## ㉑ (地下排水工の継手について)

4号本暗渠と補助暗渠をつなぐ継手は、現地確認のうえ継手の角度を決定するため、確認後に構造図を作成し監督員と協議のうえ決定し計上する。

## ㉒ (立木伐採について)

本工事の立木伐採は計上しているが、伐採箇所については現地確認のうえ、監督員と協議のうえ決定する。

## ㉓ (段切りについて)

盛土滑動防止のため、地山盛土前には、段切を行うこと。（最小巾 1.0m 最小高 0.5m）

## ㉔ (埋文化財現地調査整備について)

この整備については、埋蔵文化財調査着手前の8月末までに完了すること。

その他

# みんなで、適切な賃金水準を確保！ 社会保険等への加入を徹底！

はじめて働く職人が報われるために



## 【現状と課題】

- ◆ 近年、建設投資の大幅な減少に伴う競争激化のしわ寄せが、労働者の賃金低下をもたらし、若年入職者が大きく減少
- ◆ 今、適切な対策を講じなければ、将来の建設産業の存続が危惧される状況

適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入徹底により、就労環境を改善し、若年者の入職が進むような職場とする必要があります。

- ◆ 適切な賃金水準の確保、社会保険等への加入徹底の観点から、本県では公共工事設計労務単価を平成25年4月に11.5%、平成26年2月には6.6%、平成27年2月には4.1%、平成28年2月には3.6%、平成29年3月には3.2%、平成30年3月には3.1%、平成31年3月には1.4%、令和2年3月には2.5%、令和3年3月には0.8%、また令和4年3月には2.8%引き上げ、平成24年度に比べ約46.9%の上昇となりました。

## 技能労働者への適切な水準の賃金支払

- 適切な価格での下請契約を締結しましょう
- 技能労働者への適切な水準の賃金支払を元請から下請に要請しましょう
- 雇用する技能労働者の賃金水準を引き上げましょう

## 社会保険等への加入徹底

- 法定福利費相当額(労働者負担分及び事業主負担分)を適切に含んだ下請契約を締結しましょう
- 労働者に法定福利費相当額を適切に含んだ賃金を支払い、社会保険に加入させましょう

### 元請による下請への指導（社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン）

- 周知啓発や加入状況の定期把握、加入指導(2次以下を含む。)
- 未加入企業を下請企業に選定しない取扱いとすべき
- 新規入場者の受け入れに際し、適切な保険に加入させるよう下請企業を指導。加入が確認できない作業員の現場入場を認めない取扱いとすべき

（）社会保険適用除外者（従業員が4人以下の個人事業主や一人親方）や適切な保険に加入している作業員に対して、誤って社会保険等の加入を強制することのないように注意が必要

### 請負契約における法定福利費の確保（標準見積書の活用）

- 元請 ➤
- 発注者に対し法定福利費を含む金額による契約締結を求めましょう
  - 専門工事業者に法定福利費が内訳明示された見積書の提示を求めるとともに、提示された場合、これを尊重しましょう

- 下請 ➤
- 法定福利費が内訳明示された見積書を活用等して、元請に見積提出しましょう



# 公共工事設計労務単価（主要 10 職種）変動率

鳥取県の公共工事設計労務単価は、全職種平均で平成 25 年に 11.5%、平成 26 年 2 月に 6.6%、平成 27 年 2 月に 4.1%、平成 28 年 2 月に 3.6%、平成 29 年 3 月に 3.2%、平成 30 年 3 月に 3.1%、平成 31 年 3 月に 1.4%、令和 2 年 3 月に 2.5%、令和 3 年 3 月に 0.8%、令和 4 年 3 月に 2.8% 引き上げられ、平成 24 年度に比べ約 46.9% の上昇となりました。主要 10 職種の引き上げ率は下表のとおりです。

職 種	単 価 (円)											
	H24.4	対H24.4比		対H25.4比		対H26.2比		対H27.2比		対H28.2比		対H29.3比
		H25.4	H26.2	H27.2	H28.2	H29.3	H30.3	H31.3	R02.3	R03.3	R04.3	上昇率
特殊 作業員	13,800	10.9%	3.9%	1.3%	5.6%	0.0%	2.9%	4.0%	1.6%	0.5%	5.4%	42.0%
普通 作業員	10,800	11.1%	4.2%	1.6%	8.7%	0.0%	2.9%	4.2%	1.4%	0.0%	3.3%	43.5%
軽 作業員	9,500	14.7%	3.7%	0.9%	6.1%	0.0%	3.3%	4.0%	1.5%	0.0%	0.0%	38.9%
とび工	15,000	12.0%	7.1%	5.0%	5.3%	3.0%	3.4%	0.5%	2.3%	0.0%	5.0%	52.7%
鉄筋工	14,900	12.1%	7.2%	5.0%	5.3%	2.5%	3.0%	0.5%	2.4%	0.0%	0.0%	44.3%
運転手 (特殊)	12,900	10.9%	3.5%	1.4%	5.3%	0.0%	3.2%	4.3%	1.8%	0.0%	4.0%	39.5%
運転手 (一般)	11,100	10.8%	4.9%	1.6%	6.1%	0.0%	2.9%	4.2%	1.3%	2.6%	5.2%	46.8%
型わく 工	14,600	12.3%	7.3%	5.1%	5.4%	2.6%	3.0%	0.5%	2.4%	2.8%	0.0%	49.3%
大工	14,900	12.1%	7.2%	5.0%	5.3%	2.5%	3.0%	0.5%	2.4%	0.0%	0.0%	44.3%
左官	14,200	12.0%	7.5%	5.3%	5.6%	2.6%	3.1%	0.5%	2.0%	0.0%	0.0%	45.1%
				17,100	18,000	19,000	19,500	20,100	20,200	20,600	20,600	

## 【公共工事設計労務単価とは？】

- ・公共工事の予定価格の算出に用いる積算用の単価で、作業員やとび工など技能労働者 51 職種について定めています。
- ・各職種の通常の作業条件及び作業内容の労働（所定時間内）に対する単価で、時間外等の割増賃金や作業内容を超えた特殊な労働に対する賃金は含まれていません。
- ・労務単価の内訳は次のとおりです。

労務単価 = 1. 基本給相当額 + 2. 基準内手当 + 3. 臨時の給与 + 4. 実物給与
1. 基本給相当額 基本給（法定福利費本人負担分相当額を含む。）及び出来高給
2. 基準内手当 家族手当、通勤手当、住宅手当、技能手当など
3. 臨時の給与 賞与（ボーナス）など
4. 実物給与 通勤定期や食事の支給など

**注：法定福利費事業主負担分は、現場管理費に計上されています（労務単価には、法定福利費事業主負担分は含まれていません。）。**

- ・新しい労務単価は、労務費調査により賃金の支払い実態を把握し、その結果を基に決定します。よって、**労務単価が適切な水準に維持されるためには、末端の下請企業の技能労働者に至るまで持続可能性を確保できる水準の賃金が適切に支払われることが重要となります。**

**【例】普通作業員（15,500 円／日、20 日／月勤務）の場合**

月当たり  $15,500(\text{円}/\text{日}) \times 20(\text{日}) = 310,000 \text{ 円}$  となり、これは上記枠内の 1. ~ 4. により算定した年収（3,720 千円）を 12 ヶ月で除したものに相当し、**法定福利費（雇用保険、医療保険及び年金保険）の本人負担相当額（約 15 %）** が含まれています。

# 公共工事設計労務単価と法定福利費

— 適正な金額での下請契約のために —

公共工事設計に計上されている各工種の労務費及び諸経費（現場管理費）には、法定福利費が含まれています。下請契約にあたっては、法定福利費相当額（労働者負担分及び事業主負担分）を適切に含んだ金額で締結してください。

また、労働者に法定福利費相当額を含んだ賃金を支払い、社会保険等への加入を徹底しましょう。

なお、法定福利費相当額（労働者負担分及び事業主負担分）の算出に当たっては、下記を参考にしてください。

## 代表的な専門工種の労務に係る法定福利費相当額の算定例（R04. 3. 1 時点）

### ■標準単価（公共工事設計標準歩掛及び労務単価による）

各工種の標準的な積算条件による単価は以下のとおり（直接工事費原価ベース）ですが、詳細な積算条件等は、公表設計書をご覧ください。

工種名	規格	単位	標準単価		
			労務費	器具及び諸雑費	
鉄筋工 ※1	D10～D51	t	55,000 円 (100.0%)	53,570 円 (97.4%)	1,430 円 (2.6%)
足場工	手摺先行型 足場	掛m <sup>2</sup>	3,636 円 (100.0%)	1,944 円 (53.5%)	1,692 円 (46.5%)
型枠工 ※2	鉄筋・無筋 構造物	m <sup>2</sup>	6,975 円 (100.0%)	5,671 円 (81.3%)	1,304 円 (18.7%)

※1 鉄筋工の値は、鉄筋材料費を含まず、また市場単価のため、H 4 歩掛の構成比率から算定。

※2 型枠工の値は、施工パッケージのため、構成比から法定福利費の対象となる労務費を算定。

詳細な内訳は、下記ホームページを参照してください。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/tekiseishitauke/>

注) 下請金額には、上記の標準単価の他に、運搬費、会社経費等の諸経費の計上が必要です。

### ■法定福利経費の算出

	①標準単価 (直接工事費原価)	②うち労務費		③事業主負担分 法定福利費 (現場管理費分に計上)
		うち労働者負担分 法定福利費		
鉄筋工	55,000 円/t	53,570 円/t	8,269 円/t	8,676 円/t
足場工	3,636 円/掛m <sup>2</sup>	1,944 円/掛m <sup>2</sup>	300 円/掛m <sup>2</sup>	315 円/掛m <sup>2</sup>
型枠工	6,975 円/m <sup>2</sup>	5,671 円/m <sup>2</sup>	875 円/m <sup>2</sup>	918 円/m <sup>2</sup>

◎労働者負担分の算定式 労務費 × 154.35 ÷ 1,000

◎事業主負担分の算定式 労務費 × 161.95 ÷ 1,000

※R04. 3. 1 時点の率

●元請から下請事業主に支払われる部分 ⇒①(単価) + ③(事業主負担分法定福利費)

●下請事業主から下請労働者に支払われる部分 ⇒②(労務費)

※労務費に労働者負担分法定福利費を含む

鳥取県国土整備部技術企画課

**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた  
工事及び業務の対応について**

**1 工事及び業務（以下「工事等」という。）で新型コロナウイルス感染症の感染等が確認された場合の対応（以下「当対応」という。）（別紙2参照）**

**（1）対象者**

発注者：監督員、調査職員及び補助監督員（以下「監督員等」という。）を対象とする。  
 受注者：現場で直接作業する作業従事者（現場代理人、主任技術者、監理技術者、担当技術者、作業員（下請含む）及び業務で配置される全ての配置技術者）（以下「作業従事者」という。）を対象とする。（社内の事務員、他現場の作業従事者は、接触者、濃厚接触者に該当する場合であっても当対応の対象外）

**（2）用語の定義**

現場等：作業場、事業所等をいう。工事においては工事現場、現場事務所及び休憩所、業務については執務を行っている事務所をいう。  
 陽性者：PCR検査により、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された者  
 濃厚接触者：保健所が濃厚接触者に該当すると判断した者  
 接触者：PCR検査で陽性が判明した当該現場等作業従事者と、陽性が判明した日から遡って一週間以内に会話をした者  
 感染の疑いがある者：濃厚接触者、接触者及び咳や発熱等、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状を呈している者  
 県マニュアル：総務部行財政改革局人事企画課策定「職員又は同居家族等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の対応マニュアル」をいう。

**（3）感染の疑いがある者が確認された場合の対応**

- ア 感染の疑いがある者が受注者側の作業従事者に確認された場合  
別紙2「[1] 該当者が受注者側の作業従事者の場合」により対応。
- イ 感染の疑いがある者が発注者側の監督員等に確認された場合  
別紙2「[2] 該当者が発注者側の監督員等の場合」により対応。

**（4）注意事項**

- ア 陽性者について
    - 陽性者は、保健所、医療機関等の指導に従う。
    - 陽性者の現場作業への復帰時期についても医療機関等の判断に従う。
  - イ 濃厚接触者について
    - 濃厚接触者は、保健所の指導に従う。
    - ただし、保健所の指導に関わらず、濃厚接触者は陰性であっても2週間の自宅待機とする。
  - ウ 接触者について
    - 接触者に該当するか否かは受発注者がそれぞれ判断する。
    - パーテーションの使用、マスク着用の有無を問わず、現場等において、陽性が判明した日から遡って一週間以内に陽性者と会話をした者は接触者となる。
  - エ PCR検査で陰性が確認された場合の対応
    - 受注者：濃厚接触者は陰性でも2週間の自宅待機とする。
    - 接触者は、陰性が確認されれば現場作業に復帰可能。
  - オ 発注者：濃厚接触者は陰性でも2週間の自宅待機とする。
    - 接触者は陰性でも、陽性者と会話をした日の翌日から起算して1週間は在宅勤務とする。在宅勤務中は現地立会不可（情報共有システムにおける在宅勤務）。
    - 接触者を除く感染の疑いがある者は県マニュアルに従う。
- オ （3）アにおける、「現場等の安全が確保されたか」について

工事等の一時中止を解除するにあたり、保健所の指導に従い、機械設備、現場等の消毒作業を実施する。

特に保健所から指導が無い場合、消毒完了をもって安全が確保されたとみなす。

カ (3) イにおける、「工事等の一時中止の要否を検討」について

現場等の作業継続が可能な場合、監督員等の追加・変更（通知）や段階確認の臨場を机上とする（指示）等、現場等が継続できるよう監督員体制等の確保に努める。

## 2 工事等の書類の提出及び打合せについて

### (1) 工事等の書類の提出

ア 書面による指示、承諾、協議、提出、提示、報告及び通知は、やむを得ない場合及び契約関係書類を除き電子メールにより提出することとする。

※契約関係書類：契約書、現場代理人選任（変更）通知書、主任技術者等（変更）選任通知書、工程表、完成通知書、請求書、工事出来形部分等確認願

イ 押印書類は押印後にスキャンし、PDFに電子化したうえで電子メールにより送付する。受理、承諾等の押印後は、押印後の書類を電子化し相手方に電子メールにより送付する。

ウ 受注者の環境、添付書類が多く電子化することが困難な書類など、電子メールによる送付が困難な場合は、対面による書類の提出は行わず、各発注機関に設けた書類提出ボックス（別紙3参照）に書類を投函し、書類を提出したことを監督員等に電話又は電子メール等により連絡すること。なお、発注者から受注者への紙による書類の提出等が必要な場合においては、受注者への書類提出ボックスがない場合は、郵送により発送し受注者に電話又は電子メール等により連絡する。

### (2) 受発注者間の打合せ

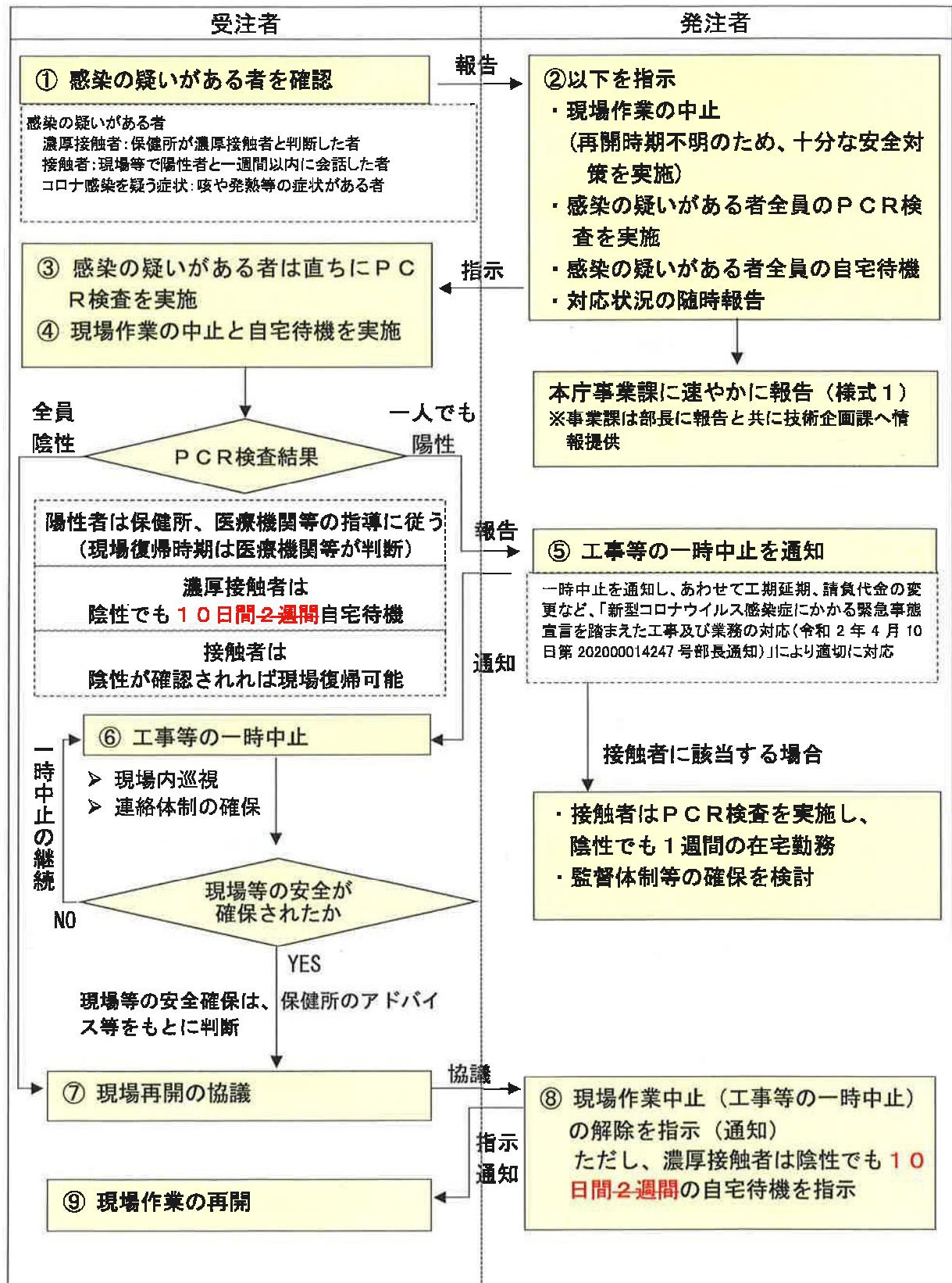
ア 打合せは、事前に電子メール等により打合せに必要な書類を提出したうえで、WEB会議システム、電話、情報共有システム等を活用し、やむを得ない場合、現場立会を除き、対面による打合せは行わないこととする。

イ やむを得ず対面による打合せを行う場合、現場立会を行う場合は、以下の点に留意すること。

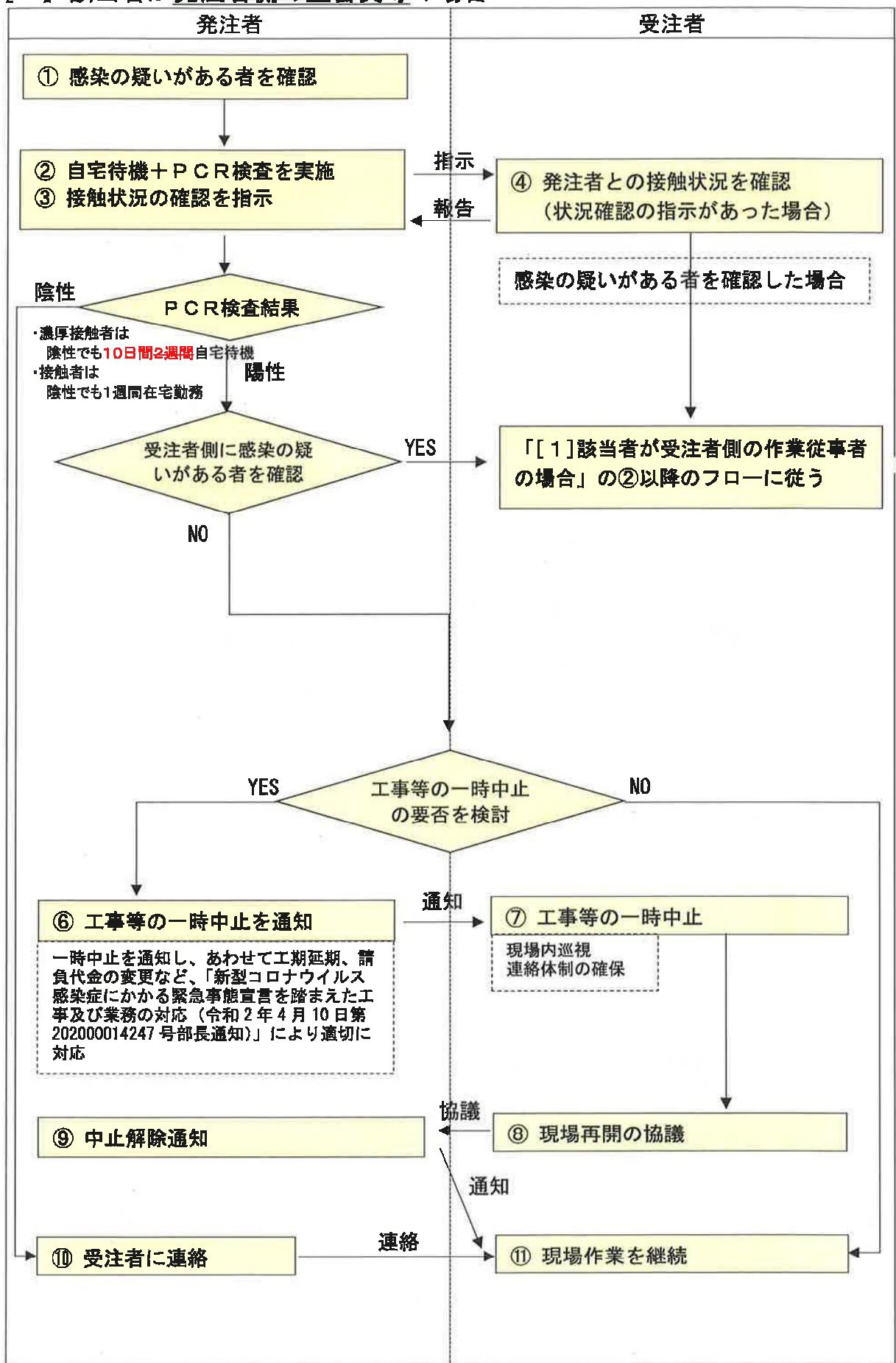
- ・①密閉空間、②密集場所、③密接場面の3つの条件を避けること。
- ・最小限の人数で実施するよう双方で働きかけを行う。
- ・マスク着用を推奨する等、感染予防を徹底する。
- ・打合せ等に出席した全員の氏名を受発注者双方で記録すること。

## 工事等で新型コロナウイルス感染症の感染等が確認された場合の対応

## [1] 該当者が受注者側の作業従事者の場合



## [ 2 ] 該当者が発注者側の監督員等の場合



## 様式-1

## 県発注工事（業務）における新型コロナ疑いについて（第1報）

〇〇県土整備事務所

## 1 工事概要

項 目	内 容
工事（業務）名	県道〇〇〇線橋梁上部工事
工事（業務）場所	〇〇市〇〇
工 期	着工：令和〇年〇〇月〇〇日～完成：令和〇年〇〇月〇〇日
請負代金額	金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
受注者名連絡先	〇〇建設株式会社
現場代理人	鳥取 太郎
主任技術者又は監理技術者	鳥取 次郎
概 要	上部工 P C桁架設工

## 2 対応状況

項 目	内 容
発 生 日 時	令和2年4月〇〇日（月）
現 在 の 状 況	<p>【本人情報】</p> <p>10:00 下請業者の1名が体調不良を訴え、相談センターに連絡。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1次下請業者：株式会社〇〇組 〇〇県〇〇市〇〇丁目</li> <li>・疑い患者：男性（〇〇歳代） 鉄筋工</li> </ul> <p>3月から〇〇県〇〇市より来ている。 最近では4月〇〇日（土）に帰省していた。</p> <p>・症状：発熱、頭痛、喉の痛み（2日前より）、嗅覚・味覚異常なし</p> <p>11:00頃 粘膜を探取し、宿舎にて養生中。 OPCR検査を行い、結果は本日19時頃には出る予定。</p> <p>【現場状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事現場は午後から閉鎖し、全作業員は自宅待機。</li> </ul> <p>【関係者情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監督員には濃厚接触者はいないことを確認済。</li> <li>・その他、近隣住民との接触はないことを確認済。</li> </ul>
今 後 の 対 応	<p>PCR検査の結果を待って判断する。</p> <p>○陰性の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再度、感染予防の徹底を行い、明日から工事を再開する。</li> </ul> <p>○陽性の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所の指導のもと、業者が現場事務所等の消毒作業を行う予定。</li> <li>・保健所が濃厚接触者の特定を行う。（現在、作業員名簿作成中）</li> <li>・工事中止の判断（受発注者の協議により中止期間を定め、発注者が指示する）</li> </ul>

## 1 目的・主旨

本特記仕様書は、工事及び業務（以下「工事等」という。）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に必要な事項を定めたものである。受注者は本特記仕様書に従って感染拡大防止に取り組むとともに、感染者等が確認された場合には発注者に速やかに報告するなど、感染拡大防止に向けて適切に対応すること。

## 2 感染拡大防止に向けた取組

### （1）現場等における感染拡大防止対策

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月10日付第202000014247号県土整備部長通知）（以下「4月10日通知」という。）、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月17日付第202000021897号県土整備部長通知）、「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和2年4月28日付第202000029614号県土整備部長通知）（以下「4月28日通知」という。）、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年1月8日付第202000254210号県土整備部長通知）及び「工事現場等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底の一部改正について（通知）」（令和4年2月2日付第202100270601号県土整備部長通知）（以下「2月2日通知」という。）に基づき、次の感染拡大防止対策を徹底すること。

- ① 工事の現場等においては、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い、うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、発熱症状がみられる者の休暇の取得など、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- ② 元請事業者をはじめ、下請事業者や技能者など、施工に携わるそれぞれの立場において、極力、三つの密を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動をとること。特に、建設現場における朝礼・点呼や現場事務所などにおける各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所などの食事・休憩等、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、4月28日通知に添付の対策事例を参考に感染防止対策に取り組むこと。また、別紙1の「3つの密を避けるための手引き」を全ての作業従事者に周知するとともに、現場事務所等で掲示（掲示は工事のみ）を行い、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。

- ③ 作業従事者（下請事業者含む）が、鳥取県の指定する感染流行厳重警戒地域（IV）、感染流行警戒地域（III）、緊急事態措置区域及び、まん延防止等重点措置区域から新たに転入（通勤者を除く）する場合は、転入する前の7日間はやむを得ない場合を除き外出を自粛し、その後にPCR検査を実施し陰性であることを確認した上で、その結果を事前に監督員等に報告し転入すること。また、感染注意地域（II）から新たに転入（通勤者を除く）する場合は、転入する直前にPCR検査を実施し陰性であることを確認した上で、その結果を事前に監督員等に報告し転入すること。

この対策に要する費用については、感染防止対策に係る経費として設計変更の対象とするため、事前に監督員等に協議すること。

### （2）作業員宿舎における感染予防対策について

「新型コロナウイルス感染症のクラスター発生に伴う感染予防対策の徹底について」（令和2年9月15日付第202000154121号県土整備部長通知）に基づき、受注者は下請会社も含め作業員宿舎を設ける場合には、国土交通省策定「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（参考：<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001412231.pdf>）

に記載の「(iii) 作業員宿舎における対応」により、作業員宿舎における感染予防対策を徹底すること。

なお、下請会社も含め複数人が居住する作業員宿舎を設ける場合は、受注者は事前に別紙2「作業員宿舎状況表」を作成し発注者に提出するとともに、「会社寮等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（参考：[https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1223029/RyouGL\\_200923.pdf](https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1223029/RyouGL_200923.pdf)）により感染予防対策を徹底すること。

### (3) 県外製作工場での監督員等の立会に検査（出来形・品質）

4月10日通知に基づき、落橋防止装置の鋼製ブラケット溶接部の内部きず検査など、県外の製作工場における監督員等の立会による検査は行わないこととする。なお、受注者は自主検査を行い、検査結果を監督員に提出し、監督員は書面で検査結果の確認を行うこととする。

### (4) 工事等の書類の提出及び受発注者間の打合せ

2月2日通知に基づき、書類の提出及び受発注者間の打合せは次のとおりとする。

#### ① 書類の提出について

ア 書面による指示、承諾、協議、提出、提示、報告及び通知は、やむを得ない場合及び契約関係書類を除き電子メールにより提出することとする。

※契約関係書類：契約書、現場代理人選任（変更）通知書、主任技術者等（変更）選任通知書、工程表、完成通知書、請求書、工事出来形部分等確認願

イ 押印書類は押印後にスキャンし、PDFに電子化したうえで電子メールにより送付する。

受理、承諾等の押印後は、押印後の書類を電子化し相手方に電子メールにより送付する。

ウ 受注者の環境、添付書類が多く電子化することが困難な書類など、電子メールによる送付が困難な場合は、対面による書類の提出は行わず、各発注機関に設けた書類提出ボックス（2月2日通知の別紙3参照）に書類を投函し、書類を提出したことを監督員等に電話又は電子メールなどにより連絡すること。なお、発注者から受注者への紙による書類の提出などが必要な場合においては、受注者への書類提出ボックスがない場合は、郵送により発送し受注者に電話又は電子メールなどにより連絡する。

#### ② 受発注者間の打合せ

ア 打合せは、事前に電子メールなどにより打合せに必要な書類を提出したうえで、WEB会議システム、電話、情報共有システム等を活用し、やむを得ない場合、現場立会を除き、対面による打合せは行わないこととする。

イ やむを得ず対面による打合せを行う場合、現場立会を行う場合は、以下の点に留意すること。

- ・①密閉空間、②密集場所、③密接場面の3つの条件を避けること。
- ・最小限の人数で実施するよう双方で働きかけを行う。
- ・マスク着用を推奨する等、感染予防を徹底する。
- ・打合せ等に出席した全員の氏名を受発注者双方で記録すること。

## 3 感染拡大防止対策に係る経費の設計変更

4月28日通知に基づき、追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施する場合には、実施内容について発注者と協議を行い、必要と認められる対策については、変更施工計画書（又は変更業務計画書）を提出すること。なお必要と認められる対策については、設計変更の対象とする。

## 4 感染等が確認された場合の対応

新型コロナウイルス感染症の感染等が確認された場合は、2月2日通知の別紙1及び別紙2により対応すること。

## 5 新型コロナウイルス感染症に係る工事等の一時中止措置等について

4月10日通知に基づき、新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措

置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合のほか、受注者から一時中止や工期又は履行期間の延長（以下「一時中止等」という。）の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行う。

## 6 下請負人への配慮及び元請負人と下請負人との間の取引の適正化 [測量等業務は削除すること]

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底について」（令和2年3月19日付第201900328900号県土整備部長通知）及び「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について」（令和2年4月22日付第202000024805号県土整備部長通知）に基づき、下請契約においても、工期の見直しや一時中止の措置等を適切に講じるとともに、請負代金の設定及び適切な代金の支払など、元請負人と下請負人との間の取引の適正化のより一層の徹底に努めること。

## 7 ~~測量等業務における検査について [工事は削除すること]~~

~~「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた測量等業務に係る検査の対応について」（令和2年3月6日付第201900315600号県土整備部長通知）に基づき、検査を行うこととする。~~  
~~なお、評定対象の業務において、受注者がWEB会議システム、電話等による検査を希望する場合（対面による検査を希望しない場合）には、発注者に協議すること。~~

法令等による規制状況調書

工事名	小町地区残土受入工事(3工区)		工事場所	西伯郡伯耆町小町				
法令等	関係条文(必要手続き等)	手続の要否	申請先	申請等年月日	許可等年月日	許可等期間	許可書等写し添付	備考
道路法	□24条(道路管理者以外の者の行う工事の承認申請)	要・否					□	
	□32条(道路の占用の許可申請)	要・否					□	
	□95条の2(公安委員会との調整)	要・否					□	
河川法	□20条(河川管理者以外の者の行う工事の承認申請)	要・否					□	
	□24条(河川の占用の許可申請)	要・否					□	
	□26条(工作物の新築等の許可申請)	要・否					□	
	□27条(土地の掘削等の許可申請)	要・否					□	
鳥取県砂防指定地等管理条例	□4条1項(砂防指定地内における行為、占用の協議)	要・否					□	
地すべり等防止法	□18条(地すべり防止区域における行為の許可申請)	要・否					□	
急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律	□7条4項(急傾斜地崩壊危険区域内における行為の協議)	要・否					□	
農地法	□4条1項(転用の許可申請)	要・否					□	
森林法	□10条の8(伐採及び伐採後の造林の届出等)	要・否					□	
	□27条(保安林の指定解除申請)	要・否					□	
	□34条(保安林における立木伐採の許可申請)	要・否					□	
鳥取県漁業調整規則	□48条(漁場内の岩礁破碎等の許可)	要・否					□	
文化財保護法	□94条(埋蔵文化財包蔵地の発掘の通知)	要・否					□	
	□125条1項(史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請)	要・否					□	
	■事業計画区域に関する意見について	要・否	米子市文化振興課				□	R4年度本調査実施(隣接区域)
自然公園法	□20条3項(特別地域における行為の許可申請)	要・否					□	
	□21条3項(特別保護地区における行為の許可申請)	要・否					□	
	□33条1項(普通地域における行為の届出)	要・否					□	
鳥取県立自然公園条例	□16条1項(特別地域における行為の協議)	要・否					□	
	□16条2項(普通地域における行為の通知)	要・否					□	
自然環境保全法	□25条4項(特別地区における行為の許可申請)	要・否					□	
	□27条3項(海域特別地区における行為の許可申請)	要・否					□	
	□28条1項(普通地区における行為の届出)	要・否					□	
鳥取県自然環境保全条例	□20条1項(特別地区における行為の協議)	要・否					□	
	□20条2項(普通地区における行為の通知)	要・否					□	
採石法	□42条の2(国等に対する適用)	要・否					□	
砂利採取法	□43条(国等に対する適用)	要・否					□	
土壤汚染対策法	□4条1項(土壤汚染のおそれがある土地の形質変更の届出)	要・否	西部事務所生活環境局	令和3年8月30日	令和3年9月22日		□	施工範囲については許可済
	□ 届出不要		①掘削面積	0m2	②盛土面積	106,300m2	合計 (①+②)	106,300m2
※掘削、盛土面積は、事業箇所全体における面積を記入すること。(工事毎の面積ではない)								
※掘削及び盛土部分の合計の面積が3,000m2以上となる場合は届出が必要。ただし、盛土のみの場合は届出不要。								
景観法	□16条5項(景観計画区域内における行為着手前の通知)	要・否	西部総合事務所環境建築局建築住宅課	伯耆町による通知			□	
都市計画法	□34条の2(開発行為の協議)	要・否					□	
水路業務法	□6条(海上保安庁以外の者が実施する水路測量)	要・否					□	
	□19条1項(水路関係事項の通報)	要・否					□	
漁業対策協議会規約	□(事業調整会議等での協議)	要・否					□	事業説明実施(H30.9)
その他	林地開発連絡調整	要・否	西部事務所農林局	令和2年12月24日	令和3年1月12日	令和3年2月～令和8年3月	■	
その他	土地収用法による事業認定	要・否	鳥取県国土総務課	令和2年11月12日	令和3年1月8日		■	

注) 1 許可(承認)書の写しを添付すること。

2 手続の要否について確認した方法を備考欄に記載すること。例)管内図で確認、所管課に事前協議、対象規模要件外など